

令和 7 年度
ひたちなか市中小企業融資制度事務取扱要項

令和 7 年 4 月
ひたちなか市

目 次

1. ひたちなか市中小企業事業資金融資あっせん規則	1
2. ひたちなか市中小企業特別融資あっせん規則	4
3. ひたちなか市中小企業融資制度一覧	9
4. ひたちなか市中小企業融資制度あっせん事務取扱基準	10
4-1. 融資対象企業	10
4-2. 資金使途	12
4-3. 保証人及び担保	14
4-4. 申込に関する要件	14
4-5. その他	15
5. ひたちなか市中小企業融資制度あっせん事務の手続きについて	16
5-1. 事業資金融資(振興金融, 自治金融, 特別小口保証)及び経済活性化資金(500万円超)	16
5-2. ひたちなか特別融資(短期資金, 経済活性化資金(500万円以内))	18
5-3. 融資あっせん後の事務手続き	20
5-4. 必要書類一覧	22
5-5. 様式について	23
5-6. 取扱金融機関一覧	23
5-7. 関係機関一覧	23
6. 融資関連補助制度	30
6-1. ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助制度	30
6-2. ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給制度	34
7. 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」認定基準一覧	36

1. ひたちなか市中小企業事業資金融資あっせん規則

平成10年2月27日

規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、市内の中小企業者に対する事業経営上必要な資金の融資とこれに関する保証をあっせんし、もって中小企業の経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。

(保証機関及び融資機関)

第3条 保証機関は、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）とし、融資機関は、保証協会と債務保証に関する約定を締結している金融機関のうち市長が適当と認めたものとする。

(融資保証あっせんの対象者)

第4条 この規則によって融資保証あっせんを受けることができるものは、次に掲げる要件を備えている中小企業者とする。ただし、保証協会の代位弁済を受けて、これを完済していない者は、この限りでない。

- (1) 個人は市内に1年以上居住し、法人は市内に1年以上事業所を有していること。
- (2) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種に属する同一事業を継続して1年以上営んでいること。
- (3) 市税に未納がないこと。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、特別小口保証を適用する場合にあっては、保証協会の定める要件を備えていること。

(融資保証あっせんの対象資金等)

第5条 融資保証あっせんの対象となる金融の種類、資金の種類、融資期間及び融資額は、次の表のとおりとする。ただし、あっせんを受けることのできる資金は保証協会の保証対象となるものとする。

金融の種類	資金の種類	融資期間	融資額
振興金融	設備資金	7年以内	2,000万円以内
	運転資金		
自治金融	設備資金	7年以内	1,000万円以内
	運転資金		
	特別小口保証 設備資金		
	特別小口保証 運転資金		

(融資保証あっせん総額の最高限度)

第6条 市長があっせんできる融資保証残高の最高限度は、保証協会の定めるところによる。

(貸付の形式)

第7条 この規則によってあっせんする融資保証の貸付形式は、証書貸付とし、返済方法は、元金均等月賦返済とする。ただし、設備資金に限り、振興金融にあっては1年以内、自治金融にあっては6月以内の据置期間を設けることができる。

(保証人及び担保)

第8条 この規則によってあつせんする融資保証については、連帯保証人は、原則として当該あつせんする融資保証を受ける法人の代表者とする。

2 この規則によってあつせんする融資保証については、振興金融にあつては原則として、自治金融にあつては必要に応じて物的担保を徴するものとする。

3 特別小口保証を適用する場合には、前2項の規定は適用しない。

(あつせんの申込み)

第9条 融資保証あつせんを受けようとする中小企業者は、別に定める申込書を、市長に提出しなければならない。

(融資保証あつせんの手続)

第10条 市長は、前条の規定による申込書の提出があった場合は、これを調査し、保証協会及び融資機関との協議を経て、その融資保証あつせんの適否を決定した後に、あつせんの手続を行うものとする。

(資金使途及び融資条件の変更)

第11条 融資保証あつせんを受けた中小企業者が、その資金の使途又は融資条件を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(調査、指示権)

第12条 市長は、この規則によるあつせんに係る融資金に関し、必要な限度において被あつせん者について調査し、若しくは報告を徴し、又は指示することができる。

(被あつせん者の報告義務)

第13条 融資保証あつせんを受けた中小企業者は、その事業経営に関し重大な障害事情が生じたときは、市長に直ちに報告しなければならない。

(保証機関及び融資機関の報告)

第14条 市長は、保証協会又は融資機関に対し、この規則による保証付貸付金について必要な事項の報告を求めることができる。

(損失補償)

第15条 市長は、この規則による中小企業者の債務について保証協会が代位弁済したときは、保証協会の損失分について、その2分の1に相当する金額を保証協会に補償するものとする。

2 市長は、前項の補償をするため、保証協会に予算の範囲内において基金を寄託するものとする。

(信用保証料の補給)

第16条 この規則による保証付貸付金にかかる信用保証料は、市がその全額を補給するものとする。

(他機関との契約)

第17条 市長は、この規則の実施について保証協会又は融資機関との間に必要な契約を締結することができる。

(事務の委託)

第18条 市長は、この規則による融資保証あつせん事務をひたちなか商工会議所に委託できるものとする。

(補則)

第19条 この規則の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前のひたちなか市中小企業事業資金融資あっせん規則の規定により融資保証あっせんを受けたものは、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則 (平成10年規則第35号)

この規則は、平成10年11月16日から施行する。

付 則 (平成16年規則第11号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年規則第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月5日から施行する。

付 則 (平成18年規則第58号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

付 則 (平成25年規則第6号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年規則第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2. ひたちなか市中小企業特別融資あっせん規則

平成10年2月27日

規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、市内中小企業者に対し、事業経営上必要な資金の融資あっせんを行うとともに、信用保証料の補給を行い、もって中小企業の経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。

(融資機関及び保証機関)

第3条 融資機関は、市長が適当と認めた金融機関（以下「金融機関」という。）とし、保証機関は、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）とする。

(資金の預託)

第4条 市長は、金融機関に対し、予算の範囲内において融資資金を預託するものとし、この預託は無利息とする。

2 金融機関は、預託金の3倍相当額の融資を行うものとする。

(資金の種類及び内容)

第5条 この規則によって融資あっせんの対象となる資金の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 短期資金 事業経営上必要な設備資金及び運転資金

(2) 経済活性化資金

ア 商業活性化資金 店舗の新築、増改築、改装及びこれに伴う設備の改善のための資金並びに入店に要する資金

イ 設備導入資金 経営基盤の強化を図るための設備又はプログラム導入資金

ウ 観光施設整備資金 ホテル、旅館又は民宿の新築、増改築、改装及び関連施設の整備に要する資金

エ 事業転換資金 経済環境の変化及び経営の悪化に対応して事業の転換又は多角化を図るための運転資金及び設備資金

オ 経営安定資金 取引先企業の倒産、経済的環境の急激な変動等により著しい影響を受けている中小企業者の経営の安定化を図るための運転資金

(融資あっせんの対象者)

第6条 この規則によって融資あっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている中小企業者とする。ただし、保証協会の代位弁済を受けて、これを完済していない者は、この限りでない。

(1) 個人は市内に6月以上居住し、法人は市内に6月以上事業所を有していること。

(2) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種で同一事業を継続して6月以上営んでいること。

(3) 市税に未納がないこと。

(4) 商業活性化資金にあつては、市内に店舗を有し、小売業、飲食業又はサービス業を現に

営んでいる者

- (5) 設備導入資金にあつては、市内に事業所を有し、事業を現に営んでいる者
- (6) 観光施設整備資金にあつては、市内でホテル業、旅館業又は民宿業を現に営んでいる者
- (7) 事業転換資金にあつては、経済環境の変化及び経営の悪化に対応して日本標準産業分類の細分類に属する業種から他の細分類に属する業種への転換又は多角化を図る者
- (8) 経営安定資金にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づき市長の認定を受けた者

(融資あつせんの資金の融資期間等)

第7条 融資あつせんの対象となる資金の融資期間、融資額、貸付形式及び返済方法については、次の表のとおりとする。

資金名		融資期間	融資額	貸付形式及び 返済方法
短期資金	設備資金	5 年以内	500万円以内	取扱金融機関及び 保証協会の定め るところによる。
	運転資金	3 年以内		
経済活性化資金	商業活性化資金	1 0 年以内	3, 000万円以内	証書貸付 元金均等月賦返済 据置期間 1 年以内
	設備導入資金			
	観光施設整備資金			
	事業転換資金	7 年以内	1, 500万円以内	
	経営安定資金			

(金利)

第8条 この規則によって融資あつせんする資金の金利は、固定金利とし、自治金融の金利から次の表の左欄に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率を減じた率とする。

資金名		率	
短期資金		1.1%	
経済活性化資金	商業活性化資金	3年以内	1.0%
	設備導入資金	7年以内	0.7%
	観光施設整備資金	10年以内	0.5%
	事業転換資金	3年以内	1.1%
	経営安定資金	7年以内	0.8%

2 前項の自治金融の金利が年2.6パーセントを下回るときは、当該自治金融の金利は、年2.6パーセントとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、短期資金及び融資期間3年以内の経営安定資金（以下この項において「短期資金等」という。）に係る融資あつせんする資金の金利は、前項の規定によりみなした金利から短期資金等に係る第1項に定める率を減じた率が同項の自治金融の金利を上回る場合は、同項の自治金融の金利とする。

(同一企業に対する融資あつせんの最高限度額)

第9条 この規則によって同一企業に対し融資あつせんする資金の最高限度額は、短期資金にあつては500万円、経済活性化資金にあつては3,000万円、両資金合わせて3,500万円とする。

(保証人及び担保)

第10条 この規則によってあつせんする融資については、連帯保証人は、原則として当該あつせんする融資を受ける法人の代表者とする。

2 この規則によってあつせんする融資については、必要に応じて物的担保を徴するものとする。

(その他の条件)

第11条 この規則によってあつせんする融資の保証その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(あつせんの申込み)

第12条 この規則により融資あつせんを受けようとする中小企業者は、別に定める融資あつせん申込書を、市長に提出しなければならない。

(融資あつせんの手続)

第13条 市長は、前条の規定による申込書の提出があった場合は、これを調査し、適当と認められる場合は、融資あつせん手続を行うものとする。ただし、500万円を超える資金にあっては、保証協会及び金融機関との協議を経て、その融資あつせんの適否を決定した後に、あつせんの手続を行うものとする。

(資金使途及び融資条件の変更)

第14条 融資あつせんを受けた中小企業者が、その資金の使途又は融資条件を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(調査、指示権)

第15条 市長は、この規則によるあつせんに係る融資金に関し、必要な限度において被あつせん者について調査し、若しくは報告を徴し、又は指示することができる。

(被あつせん者の報告義務)

第16条 融資あつせんを受けた中小企業者が、その事業経営に関し重大な障害事情が生じたときは、市長に直ちに報告しなければならない。

(報告)

第17条 市長は、保証協会又は金融機関に対し、この規則による融資あつせんを行った貸付金について必要な事項の報告を求めることができる。

(信用保証料の補給)

第18条 この規則による融資あつせんをする貸付金は、原則として保証協会の保証付とし、信用保証料は、市がその全額を補給するものとする。

(他機関との契約)

第19条 市長は、この規則の実施について保証協会又は金融機関との間に必要な契約を締結することができる。

(事務の委託)

第20条 市長は、この規則による融資あつせん事務をひたちなか商工会議所に委託することができる。

(補則)

第21条 この規則の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前のひたちなか市中小企業特別融資あつせん規則の規定により融資のあつせんを受けたものは、この規則の相当規定によりなされたものとみな

す。

(短期資金に係る金利の特例)

- 3 第8条の規定の適用については、平成21年3月16日から令和8年3月31日までの間、同条第2項中「前項の自治金融の金利が年2.6パーセントを下回るときは、当該自治金融の金利は、年2.6パーセント」とあるのは「前項の自治金融の金利は、同項の表に掲げる短期資金にあつては、当該自治金融の金利を年2.0パーセントとみなし、同項の表に掲げる経済活性化資金にあつては、当該自治金融の金利が年2.6パーセントを下回るときは、当該自治金融の金利を年2.6パーセント」と、同条第3項中「短期資金及び融資期間3年以内の経営安定資金（以下この項において「短期資金等」という。）」とあるのは「融資期間3年以内の経営安定資金（以下この項において「経営安定資金」という。）」と、「短期資金等に係る」とあるのは「経営安定資金に係る」とする。

付 則（平成10年規則第34号）

この規則は、平成10年11月16日から施行する。

付 則（平成12年規則第39号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

付 則（平成13年規則第25号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。

付 則（平成15年規則第37号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

付 則（平成16年規則第12号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年規則第39号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第4号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月5日から施行する。

付 則（平成18年規則第59号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

付 則（平成19年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年規則第5号）

この規則は、平成21年3月16日から施行する。

付 則（平成22年規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成２４年規則第６号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則（平成２５年規則第７号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

付 則（平成２６年規則第２号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

付 則（平成２７年規則第６号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

付 則（平成２８年規則第５号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

付 則（平成２９年規則第４号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

付 則（平成３０年規則第４号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

付 則（平成３１年規則第１０号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

付 則（令和元年規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和２年規則第３３号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和３年規則第３６号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

付 則（令和４年規則第１５号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

付 則（令和５年規則第１７号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

付 則（令和６年規則第１６号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

付 則（令和７年規則第２９号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

3. ひたちなか市中小企業融資制度一覧

	事業資金融資			ひたちなか特別融資					
	振興金融	自治金融		短期資金	経済活性化資金				
		特別小口保証			商業活性化資金	設備導入資金	観光施設整備資金	事業転換資金	経営安定資金
資金内容	事業経営上必要な設備・運転資金			事業経営上必要な設備・運転資金	設備資金 (店舗の新築、増改築、改装及びこれに伴う設備の改善のための資金並びに入店に要する資金)	設備資金 (経営基盤の強化を図るための設備又はプログラム導入資金)	設備資金 (ホテル、旅館又は民宿の新築、増改築、改装及び関連施設の整備に要する費用)	設備・運転資金 (事業の転換又は多角化を図るための運転資金及び設備資金)	運転資金 (中小企業者の経営の安定化を図るための運転資金)
融 資 限 度	設備2,000万円 運転2,000万円 併用2,000万円	設備1,000万円 運転1,000万円 併用1,000万円	設備1,000万円 運転1,000万円 併用1,000万円	500万円	3,000万円	1,500万円			
融 資 期 間	設備 7年以内 (据置期間1年以内) 運転 7年以内 併用 7年以内	設備 7年以内 (据置期間6月以内) 運転 7年以内 併用 7年以内	設備 7年以内 (据置期間6月以内) 運転 7年以内 併用 7年以内	経済活性化資金の併用3,000万円					
保 証 人	原則として融資保証を受ける法人の代表者とする。※			短期資金・経済活性化資金の併用3,500万円					
担 保	原則として、物的担保を徴する。	必要に応じて、物的担保を徴する。	不要	設備 5年以内 運転 3年以内 併用 3年以内	10年以内 (据置期間1年以内)		7年以内 (据置期間1年以内)		
貸付形式及び返済方法	証書貸付 元金均等月賦返済			取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。	証書貸付 元金均等月賦返済				
対 象 者 要 件	(1)個人は市内に1年以上居住し、法人は市内に1年以上事業所を有していること。 (2)同一事業を継続して1年以上営んでいること。 (3)市税に未納がないこと。 (4)特別小口保証にあっては、保証協会の定める要件を備えていること。			(1)個人は市内に6月以上居住し、法人は市内に6月以上事業所を有していること。 (2)同一事業を継続して6月以上営んでいること。 (3)市税に未納がないこと。 (4)市外の店舗・事業所にかかる資金は対象となりません。 その他、ひたちなか市中小企業特別融資あっせん規則第6条に規定するとおり。					

※ただし、「経営者保証に関するガイドライン」により、茨城県信用保証協会が一定の要件を満たしたと判断した場合には、この限りではない。

4. ひたちなか市中小企業融資制度あっせん事務取扱基準

4-1. 融資対象企業

本制度を利用できる対象者については、ひたちなか市中小企業事業資金融資あっせん規則第4条又はひたちなか市中小企業特別融資あっせん規則第6条に規定するほか、以下の要件を備えた茨城県信用保証協会の保証を利用できる中小企業者が対象となります。

(1) 所在要件

事業資金融資…個人は市内に1年以上居住し、法人は市内に1年以上事業所を有していること。

ひたちなか特別融資…個人は市内に6月以上居住し、法人は市内に6月以上事業所を有していること。

法人の場合で、市外に本店があり市内に支店がある場合は、市内支店にかかる融資申込であり、市内支店にかかる商業登記をしていること又は「法人の設立等に関する申告書」（ひたちなか市市税条例施行規則（平成6年規則第30号）様式107号）をひたちなか市に提出していることが必要になります。

また、市内に1年以上居住する個人が、法人化して1年に満たない場合でも、同一事業を継続して営んでいれば対象となります。法人から個人の場合も同様です。

(2) 営業経歴

事業資金融資…同一事業を継続して1年以上営んでいること。

ひたちなか特別融資…同一事業を継続して6月以上営んでいること。

(3) 納 税

納期到来分の市税（市民税、固定資産税、軽自動車税等）に未納がないこと。

(4) 企業規模

個人の場合は、下表に掲げる常時使用する従業員数に該当し、法人の場合は、資本金又は常時使用する従業員数のいずれか一方に該当すれば対象となります。

業 種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
製造業・その他（注）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

また、医療業にあつては、資本金にかかわらず常時使用する従業員数が100人以下の個人事業者、または300人以下の医療法人は対象となります。

（注）印刷業、出版業、木材抜出業、鉱業、土石採取業、建設業、運送業、貨物運送取扱事業（鉄道又は軌道に係るものに限る。）、倉庫業、不動産業、電気・ガス・熱供給・水道業、保険媒介代理業、郵便業、電気通信業

(5) 業 種

次の保証対象外業種を除き、ほとんどの業種が保証の対象となり、融資を受けることができます。

保 証 対象外業種	摘 要
農業及び農業に 附帯するサービ ス業	ただし、次の業種は対象になります。 ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ 蚕種製造、製造請負業 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業、ふ卵請負業 ・ 家畜貸付業 ・ 園芸サービス業 ・ 蹄鉄修理業
林 業	ただし、次の業種は対象になります。 ・ 木材伐出業及び木材伐出請負業 ・ 製造加工設備を有する製薪業（請負を含む）と木炭製造業（請負を含む）
漁 業	ただし、次の業種は対象になります。 ・ 加工まで一貫して行う真珠養殖業
風俗営業飲食業	ただし、次の業種は対象になります。 ・ 食事の提供を主目的とするもの
金融・保険業	ただし、次の業種は対象になります。 ・ クレジットカード業 ・ 割賦金融業 ・ 金融商品取引業 ・ 投資助言・代理業 ・ 投資運用業 ・ 商品先物取引業 ・ 商品投資顧問業 ・ その他の商品先物取引業 ・ 商品投資顧問業 ・ その他の補助的金融業 ・ 金融付帯業 ・ 金融商品仲介業 ・ 生命保険媒介業 ・ 損害保険代理業 ・ 損害査定業
その他の保証対象外業種	
・ 特殊浴場業のうち風俗関連営業 ・ 娯楽業のうち風俗関連営業 ・ 競輪・競馬等の競走場 ・ 競輪・競馬等の競技団 ・ パチンコホール ・ ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場 ・ 芸ぎ業（置屋及び検番は対象） ・ 競輪・競馬等予想業 ・ 場外馬券及び車券売場 ・ 芸ぎ周旋業	・ 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの ・ 易断所・観相業 ・ 相場案内業 ・ 集金業・取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業は対象） ・ 学校（特殊教育諸学校、幼稚園、専修学校及び諸学校で学校法人が経営するもの） ・ 宗教、政治・経済・文化団体

不動産賃貸業の場合、居住を目的とした建物等（アパート・貸家等）を賃貸する事業者については、5棟又は10世帯以上の賃貸をしている者又はその見込みのある者、あるいは不動産賃貸による収入が全収入の50%以上を占める者又はその見込みのある者を対象とします。また、事業を目的とした建物等（事務所、倉庫、店舗等）を賃貸する事業者については、1棟又は1店舗以上の賃貸をしている者又はその見込みのある者を対象とします。

(6) 許認可等

保証対象業種であって、許可・登録等を要する事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

許認可内容は営業の実態と一致しており、法人の場合は、商業登記簿謄本の営業目的と合致していることとします。また、許認可名義人は納税者名義人と原則として同一人であることとします。

(7) 次の事項に該当しない中小企業者

- ・信用保証協会が代位弁済し、現在求償債務が残っている中小企業者。又は、求償債務完済後1年経過していない中小企業者。
- ・銀行取引停止処分を受けている中小企業者。法人代表者が銀行取引停止処分を受けている当該法人。
- ・融資について延滞等の債務不履行がある中小企業者。

(8) 特別小口保証を適用する場合の対象要件

- ・常時使用する従業員の数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業にあつては5人）以下の法人及び個人。
- ・申込日以前1年間に納期の到来した所得税，法人税，事業税又は所得割のある市県民税のいずれかについて課税があり，これを完納していること。
- ・特別小口保証を適用する場合，他の融資制度との併用申込みはできません。

4-2. 資金使途

(1) 事業資金融資（振興金融，自治金融，特別小口保証）

- ・事業経営上必要な設備資金及び運転資金を対象とします。

設備資金	工場，店舗の建築・改装資金，機械設備，車両等の購入資金等
運転資金	仕入資金，諸経費の支払資金等

(2) ひたちなか特別融資（短期資金，経済活性化資金）

- ① **短期資金**…事業経営上必要な設備資金及び運転資金を対象とします。市外の店舗・事業所にかかる資金は対象となりません。
- ② **経済活性化資金**…次に掲げる商業活性化資金，設備導入資金，観光施設整備資金，事業転換資金，経営安定資金を対象とします。市外の店舗・事業所にかかる資金は対象となりません。

商業活性化資金	市内に店舗を有し、小売業、飲食業又はサービス業を現に営んでいる者であって、店舗の新築、増改築、改装及びこれに伴う設備の改善のための資金並びに入店に要する資金を対象とします。 ・店舗の新築資金 ・店舗の増改築及び改装資金 ・上記にかかる敷地購入資金（但し、敷地のみの購入資金は対象となりません。） ・店舗に隣接する駐車場用地の購入・整備資金（店舗から離れているものは対象となりません。） ・店舗の新築又は増改築に合わせて設置する店舗設備の購入資金 ・貸店舗（売場面積500㎡以下）又は空き店舗（3ヶ月以上）への入店資金（保証金、改装、付帯設備資金） ・店舗兼住宅の新築、増改築及び改装の場合、店舗部分のみが対象となり、その他の居宅部分等は対象となりません。 ・店舗兼事務所の新築、増改築及び改装は対象となりますが、店舗部分を含まない事務室のみの増改築等は対象となりません。
設備導入資金	市内に事業所を有し、事業を現に営んでいる者であって、経営基盤の強化を図るための設備又はプログラム導入資金を対象とします。 ・経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められる設備又はプログラム導入資金 ・中古品は対象となりません。 ・土地、建物及び車両の購入資金は対象となりません。但し、車両のうちクレーン付トラック等の特殊車両及び運送事業用車両（青ナンバー）は対象とします。
観光施設整備資金	市内でホテル業、旅館業又は民宿業を現に営んでいる者であって、ホテル、旅館又は民宿の新築、増改築、改装及び関連施設の整備に要する資金を対象とします。 ・ホテル、旅館又は民宿の新築資金 ・ホテル、旅館又は民宿の増改築、改装資金 ・関連施設の整備資金 ・土地の購入資金は対象となりません。
事業転換資金	経済環境の変化及び経営の悪化に対応して日本標準産業分類の細分類に属する業種から他の細分類に属する業種への転換又は多角化を図る者であって、事業の転換又は多角化を図るための運転資金及び設備資金を対象とします。
経営安定資金	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項各号の規定*に基づき市長の認定を受けた者であって、経営の安定化を図るための運転資金を対象とします。 （* P.37参照）

(3) 事業資金融資・ひたちなか特別融資に共通する資金使途要件

- ・住宅建築資金，営業用以外の車両購入資金，消費資金等の事業外資金は対象となりません。
- ・営業用車両（3又は5ナンバー登録車両等）の購入資金については，1台あたり300万円を限度とします。但し，直接業務の用に供する自動車（運送業者のトラック，保冷自動車，送迎用自動車等）については，この限りではありません。

4-3. 保証人及び担保

(1) 連帯保証人

連帯保証人は，原則として法人代表者のみとします。但し，特別小口融資保証又は「経営者保証に関するガイドライン」等により，茨城県信用保証協会が一定の要件を満たしたと判断した場合には，法人代表者の連帯保証人についても不要です。

※令和2年4月1日の民法（債権法）改正に伴い，連帯保証人になる方に対し，茨城県信用保証協会より保証意思確認の手続き（公正証書の作成）が求められる場合があります。

※事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合，保証料率等に関する取扱いについては「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとします。

(2) 担保の徴収

担保の徴収については，茨城県信用保証協会の担保徴収の基準及び取扱いと同様とします。

4-4. 申込に関する要件

(1) 複数口・複数制度の併用申込みについて

- ・融資限度額以内であれば，設備資金・運転資金にかかわらず，複数口の申込みをすることができます。
- ・特別小口保証を除き，複数の融資制度の併用申込みができます。

(2) 借換え目的の申込みについて

- ・借換えであって，前残相殺を含めた融資あっせんの申込みをする場合は，元金の3分の1以上を返済した融資であり，当該融資の取扱金融機関及び茨城県信用保証協会の認めたものを対象とします。また，借換え先は市内の取扱金融機関とします。
- ・商業活性化資金，設備導入資金，観光施設整備資金の借換えはできません。

(3) 経営改善を要する中小企業者及び未決算の新規創業者からの申込案件の取扱いについて

下記のいずれかに該当し，経営改善を要する中小企業者，または未決算の新規創業者の申込みについては，「経営改善計画書（事業計画書）」（ひたちなか市中小企業融資制度様式1，2）*及び「資金繰表」（同様式3）*を添付してください。また，当該中小企業者（新規創業者を除く）については，あっせん機関等による指導を受けることとします。（* P.24～26参照）

- ①自己資本・当期利益がともにマイナスになる場合
- ②借入金が売上高を超える場合
- ③本融資申込みにより、返済余力がマイナスになる場合

個人

- ・青色申告の方

$(\text{減価償却費} + \text{青色申告特別控除前の金額}) \div 12 \text{ ヶ月} < \text{新規・既存借入の約定返済月額}$

- ・白色申告の方

$(\text{所得} + \text{減価償却費}) \div 12 \text{ ヶ月} < \text{新規・既存借入の約定返済月額}$

法人

$(\text{減価償却費} + \text{経常利益の金額}) \div 12 \text{ ヶ月} < \text{新規・既存借入の約定返済月額}$

新規創業者（未決算企業）

開業後の売上高合計額 < 借入金

4-5. その他

この他、疑義を生じた場合又はこの基準に定めのない事項については、その都度、関係機関の協議により決定します。

5. ひたちなか市中小企業融資制度あっせん事務の手続きについて

5-1. 事業資金融資（振興金融、自治金融、特別小口保証）及び経済活性化資金（500万円超）

(1) 申込受付

あっせん機関は、中小企業者から融資あっせんの申込みがあったとき、「信用保証委託申込書」（以下「申込書」という）により受付を行い、「信用保証委託契約書」を申込者から徴求する。申込書を受け付ける場合には、先ず申込者が本制度を利用するのに適格かどうか確認し、要件の全てを満たしているもののみ受付する。

受付は原則として毎週金曜日を締切日とし、翌週金曜日に関係機関の審査に付すものとするが、金曜日が休日の場合は直前の平日を締切日とする。ただし、下表に掲げる場合はこの限りではない。

なお、令和8年1月の最初の締切日は1月9日とする。

締切日	審査に付す日
4月25日、5月2日、5月9日	5月16日
8月8日、8月15日	8月22日
10月24日、10月31日	11月7日
12月19日、12月26日、1月9日	1月16日
2月20日、2月27日	3月6日

(2) 取扱金融機関の指定、審査調書の作成

申込書を受け付けたあっせん機関は、申込者の指定する金融機関へ融資申込の確認の連絡をする。連絡を受けた金融機関は、預貸調査（調査時における取引金融機関全ての預貸状況の調査）を行ったうえで「審査調書」とともに「借入金の内訳書」を作成し、融資案件についての意見を「所見書」に纏め、これらをあっせん機関へ提出する。

(3) 実地調査及び関係機関協議

あっせん機関は、申込者について実地調査を行ったうえ（但し、既に経営指導等によりその申込者の実態を把握している場合は、この限りでない。）、融資あっせんの適否に関する協議のため、指定金融機関の作成した審査調書に所見書等を添えて、ひたちなか市並びに茨城県信用保証協会に提出する。

(4) 審査及びあっせんの決定

ひたちなか市並びに茨城県信用保証協会は、審査調書に基づき、融資保証あっせんの適否について審査・決定し、その結果をあっせん機関に報告する。

(5) 融資保証及び融資依頼

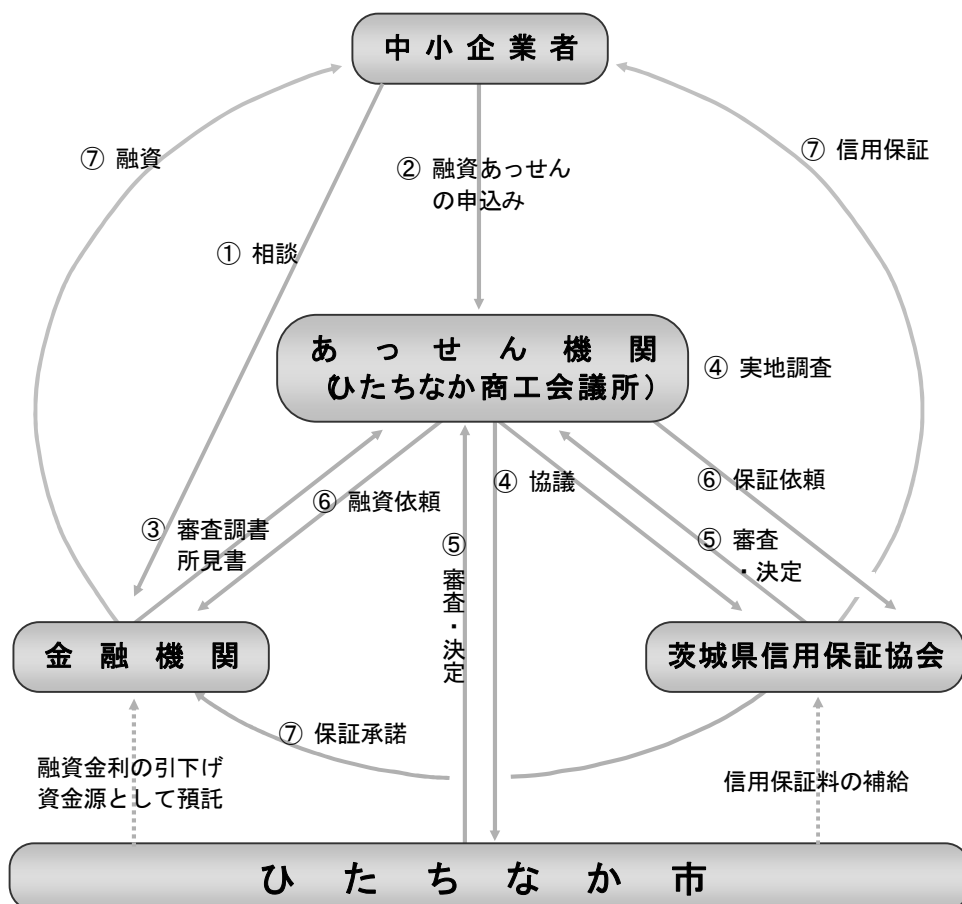
あっせん機関は、ひたちなか市並びに茨城県信用保証協会が共に融資保証あっせんについて適当であると決定した融資案件について、速やかに「融資保証依頼書（保証協会提出用）」及び「融資依頼書（金融機関提出用）」を作成し、申込書に必要書類を添付して、茨城県信用保証協会及び指定金融機関にそれぞれ提出する。

(6) 融資の実行

保証承諾の通知を受けた指定金融機関は、「信用保証書」に基づき、速やかに融資を実行する。

<事務手続きの流れ>

- ・事業資金融資（振興金融，自治金融，特別小口保証）の場合
- ・ひたちなか特別融資（経済活性化資金（500万円超））の場合



5-2. ひたちなか特別融資（短期資金、経済活性化資金（500万円以内））

（1）申込受付

あっせん機関は、中小企業者から融資あっせんの申込みがあったとき、「信用保証委託申込書」（以下「申込書」という）により受付を行い、「信用保証委託契約書」を申込者から徴求する。申込書を受け付ける場合には、まず申込者が本制度を利用するのに適格かどうか確認し、要件の全てを満たしているもののみ受付する。

申込書を受け付けたあっせん機関は、申込者の指定する金融機関へ融資申込の確認の連絡をする。

（2）実地調査

あっせん機関は、申込者について実地調査を行う（但し、既に経営指導等によりその企業の実態を把握している場合は、この限りでない。）。

（3）審査及びあっせんの決定

あっせん機関は、申込み内容について審査し、融資あっせんの可否を決定する。

（4）融資保証及び融資依頼

あっせん機関は、融資あっせんを決定した融資案件について、速やかに「融資保証依頼書（保証協会提出用）」及び「融資依頼書（金融機関提出用）」を作成し、申込書に必要書類を添付して、茨城県信用保証協会及び指定金融機関にそれぞれ提出する。

（5）融資の実行

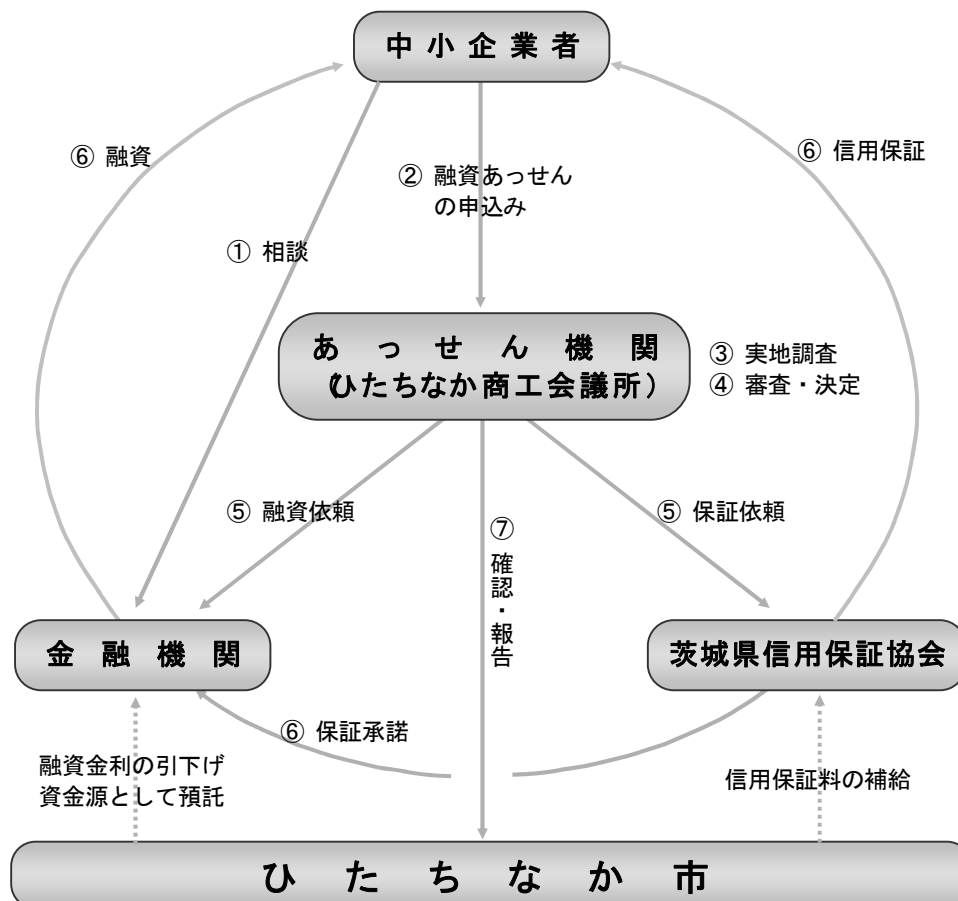
保証承諾の通知を受けた指定金融機関は、「信用保証書」に基づき、速やかに融資を実行する。

（6）融資あっせんの確認及び報告

あっせん機関は、各月の融資あっせん及び融資実行状況を取り纏め、ひたちなか市に報告する。

＜事務手続きの流れ＞

・ ひたちなか特別融資（短期資金，経済活性化資金（500万円以内））の場合



5-3. 融資あっせん後の事務手続き

(1) 条件変更

①保証条件変更申込書による条件変更

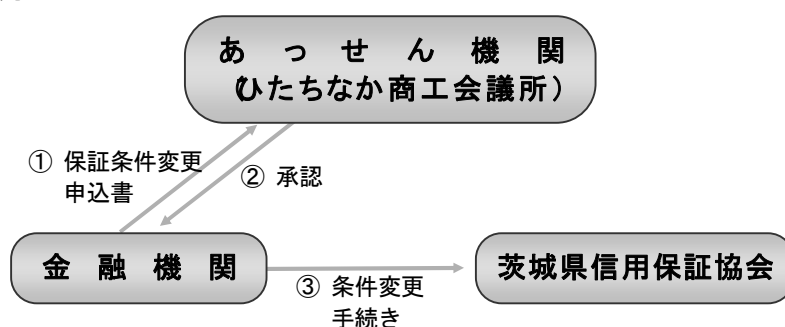
金融機関は、次の保証条件を変更する場合は、「保証条件変更申込書」にあっせん機関の承認を受けて、茨城県信用保証協会に条件変更の手続きをする。

変更事項

… 期間延長，期間短縮，被保証人，連帯保証人，担保，特記事項，返済方法，貸付形式

あっせん機関は、金融機関から「保証条件変更申込書」による承認依頼があった場合は、速やかに審査し、適当と認められる場合は保証条件の承認をする。

<事務手続きの流れ>



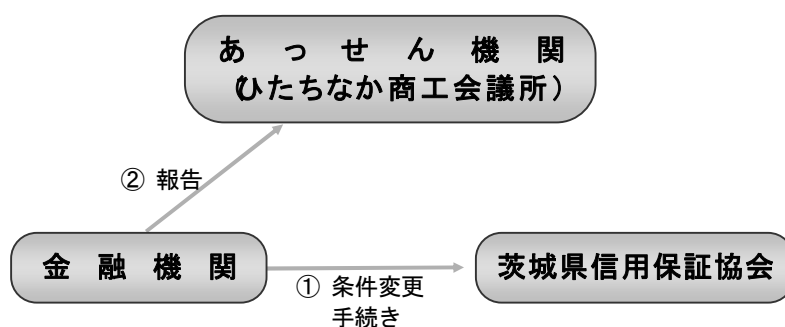
②保証条件変更通知書による条件変更

金融機関は、次の保証条件を変更する場合は、「保証条件変更通知書」により茨城県信用保証協会に条件変更の手続きをする。この場合、金融機関は当該通知書の写しによりあっせん機関に報告する。

変更事項

… 住所，組織，合併，商号，氏名，法人代表者，貸付利率の引上げ，根抵当権の設定者

<事務手続きの流れ>



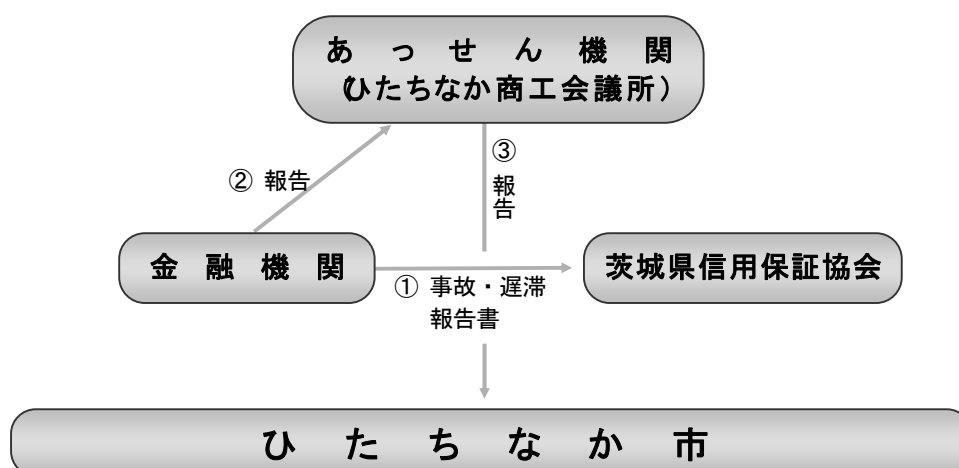
※ ひたちなか特別融資の条件変更についても、上記の事務手続きにより行う。この場合、「保証条件変更申込書」は市町村金融用を代用する。

(2) 事故・延滞

金融機関は、中小企業者に債務履行を困難とする事実が発生し、茨城県信用保証協会にその状況を「事故・延滞報告書」により報告した場合、当該報告書の写しによりあっせん機関に報告する。

あっせん機関は、金融機関からこの報告があった場合、当該内容についてひたちなか市に報告する。

<事務手続きの流れ>



5-4. 必要書類一覧

様 式 名		自治 金融	特別 小口	振興 金融	特別 融資	備 考
申込者共通書類	信用保証委託申込書	○	○	○	○	該当するものは全て記載すること。
	市税の納税証明書 (納期到来分の市税に未納がないことの証明)	○		○	○	申込日前3ヶ月以内に取得したもの。 非課税者の場合は非課税証明書。
	納税証明書(2年分)		○			市県民税・固定資産税・軽自動車税。保証 人のものについても提出すること。
	不動産評価証明書又は公租公課証明書、固定資 産税の納税通知、名寄帳のいずれか	○	○	○	○	共有名義の場合は、持ち分比率を記載する こと。
	所得税又は法人税確定申告書	○	○	○	○	
	決算書(2期分)	○	○	○	○	法人は勘定科目内訳書1期分
	許可認可証の写し(確認必要業種)	△	△	△	△	新規又は変更があった場合
	手持工事明細表(建設関連業)	○	○	○	○	
	商業登記簿謄本(法人のみ)	△	△	△	△	新規又は変更があった場合
	定款(法人のみ)	△	△	△	△	新規又は変更があった場合
	法人の設立等に関する申告書の写し(受付印押 印のもの)	△	△	△	△	法人の支店で市外に本店があり、支店にか かる登記をしていない場合且つ新規又は 変更があった場合
	最近時の試算表	△	△	△	△	決算期後6ヶ月経過の場合
	【様式1～3】経営改善(事業)計画書 ※実績2か月、見込み6か月	△	△	△	△	経営状態及び融資金額に応じて必要
	宣誓書・営業計画書(飲食業)	△	△	△	△	出店・移転の場合
	担保物件の登記簿謄本	△		○	△	担保付きの場合
	金融機関所見	○	○	○	○	
	借入金の内訳	○	○	○	○	
	個人情報取り扱いに関する同意書	○	○	○	○	
	住民票	△	△	△	△	新規の場合
設 備	見積書又は契約書の写し	○	○	○	○	
	図面	△	△	△	△	建物の新(増)築資金の場合
	建築基準法第6条第1項の規定による確認済証 の写し	△	△	△	△	建物の新(増)築で建築確認が必要な場合
	土地・建物の賃貸借契約書の写し	△	△	△	△	賃借物件に設備投資をする場合
	【様式4】建築・改装・設備導入等に関する同 意書	△	△	△	△	賃借物件に設備投資をする場合

様 式 名		市 内 居住者	市 外 居住者	備 考
保 証 人	不動産評価証明書、固定資産税の納税通知、名 寄帳のいずれか	○	○	
	所得額証明書、源泉徴収票、市税納税証明書の いずれか	△	○	複数所得がある場合は、所得額証明書 市内居住者で不動産を有しない者、又は不 動産の所有状況のみでは保証能力が充分 であると認めづらい者の場合

○：必要な書類、△：備考欄の条件に該当する場合に必要な書類

5-5. 様式について（＊ P. 24～29）

市公式ホームページ内、「ひたちなか市中小企業融資制度の提出一覧」のページに各様式のデータを掲載しています。

【URL】 <https://www.city.hitachinaka.lg.jp/business/chushokigyo/1008273/1002737.html>



5-6. 取扱金融機関一覧

金融機関名	支店名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
(株)常陽銀行	ひたちなか支店	〒312-0018	笹野町 1-8-1	273-7111	274-8090
	湊支店	〒311-1221	湊本町 2-22	263-2121	263-4779
(株)筑波銀行	ひたちなか支店	〒312-0052	東石川 1-10-18	273-1725	273-1727
水戸信用金庫	勝田支店	〒312-0045	勝田中央 14-8	274-6677	274-6648
	市毛支店	〒312-0033	市毛 808-1	272-1811	274-4893
	佐和支店	〒312-0062	高場 1478	285-6411	285-0433
	中根支店	〒312-0011	中根 894-1	275-7511	275-7782
	那珂湊支店	〒311-1229	湊中央 2-8-10	262-4161	263-6019
茨城県信用組合	勝田支店	〒312-0034	堀口中原 685-3	274-2131	273-2975
	中根支店	〒312-0011	中根 884-12	276-2511	276-1115
	湊支店	〒311-1221	湊本町 6-16	263-3511	263-3512
	勝田中央支店	〒312-0052	東石川 1640-1	273-3311	273-3314
	佐和支店	〒312-0062	高場 1-2-36	285-1257	285-1258
常陸農業協同組合	勝田支店	〒312-0023	大平 1-20-1	273-3711	273-3717

5-7. 関係機関一覧

団体名		郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
ひたちなか市	経済環境部	〒312-8501	東石川 2-10-1	273-0111	276-3072
	商工振興課				
ひたちなか商工会議所	本所	〒312-0045	勝田中央 14-8	273-1371	275-2666
	那珂湊支所	〒311-1244	南神敷台 17-6	263-7811	263-6859
茨城県信用保証協会		〒310-0801	水戸市桜川 2-2-35	224-7812	231-8709

経営改善（事業）計画書

事業所名 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

事業の内容	
-------	--

項 目 (該当項目に○)	経営上の課題および改善内容 新規創業者の場合は事業計画
経営全般 ☐ 新商品・新事業展開 ☐ IT化の遅れ ☐ 事業継承・後継者の問題 ☐ その他 ()	
売上・収益 ☐ 営業力の強化・販路拡大 ☐ 市場の競争激化 ☐ 原価・経費の削減 ☐ その他 ()	
人材・マネジメント ☐ 管理者層の育成 ☐ 必要な人材の採用 ☐ 店舗マネジメントの向上 ☐ その他 ()	
財務 ☐ 設備投資計画や資金繰り計画の策定 ☐ 売掛金の回収機関の長期化 ☐ 在庫の削減 ☐ その他 ()	
その他 ☐ その他 () ☐ 前回申込み時に経営改善計画書を提出している場合は、その後の業況	

前回申込み時に本様式を提出している場合は、その内容を下段に記すこと。

(前回作成日： 年 月 日)

(単位：千円)

		1 年前 (期*)	前期末 (期)	今期末 (期)	2 年後 (期)	3 年後 (期)
① 売上高						
② 売上原価						
(内 人件費)						
(内 外注費)						
③ 売上総利益 (①－②)						
④ 販売費及び 一般管理費						
(内 人件費)						
(内 外注費)						
⑤ 営業利益 (③－④)						
⑥ 営業外収入						
⑦ 営業外費用						
⑧ 経常利益 (⑤＋⑥－⑦)						
⑨ (法人)特別損益 (個人)専従者給与						
⑩ 当期利益 (⑧－⑨)						
⑪ 従業員数						
⑫ 資金調達額	当行					
	他行					
	その他					
	合 計					

※個人の場合は、(年分) とみなす。

資 金 繰 表

事業所名_____

代表者氏名_____

(単位：千円)

(作成日： 年 月 日)

				月(実)	月(実・予)	月(実・予)	月(実・予)	月(実・予)	月(実・予)
前月より繰越 (A)									
収 入	売上・売掛現金入								
	受取手形立入金								
	雑収入								
	計 (B)								
支 出	買掛金現金払								
	支払手形決済								
	人件費								
	諸経費								
	積立・掛金								
	その他								
	借入金返済	当行	短期						
			長期						
		他行	短期						
			長期						
	支払利息等								
	計 (C)								
当月過不足額 (D) = (A + B - C)									
資金調達	借入金	当行	短期						
			長期						
		他行	短期						
			長期						
	その他								
	計 (E)								
翌月繰越 (D + E)									
その他	売上高								
	受取手形入手高								
	支払手形発行高								
備考	(特記事項又は改善策)								

建築・改装・設備導入等に関する同意書

（融資申請者氏名）_____の（建築・改装・設備導入等）については、異議がなく同意します。

1 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種類別	同意 年 月 日	同意者の住所氏名	印	備考

2 建築物の関係権利者

所在及び地番	用途	床面積	権利の種類別	同意 年 月 日	同意者の住所氏名	印	備考

備考

- 1 最終の同意権者を得られない場合には、別に疎明書を添付する旨を「備考」欄に明示すること。
- 2 共有の場合には、その旨を「備考」欄に明示すること。
- 3 「権利の種類別」欄には、使用権・貸借権・抵当権その他事業の妨げとなるものを記入すること。

令和 年 月 日

ひたちなか市 中 小 企 業 融 資
あっせん 審 査 会 審 査 長 殿

金 融 機 関 名

㊞

ひたちなか市中小企業融資制度（自治・振興・市特別（ ））

[申込者] に対する金融機関所見欄

1. 現在の業況について
2. 既往借入れの返済状況について
3. 本融資への意見について（申込事由を含む）
4. その他

借入金の内訳

事業所名

令和 年 月 日現在

借入先金融機関等	制度名		借入額	残高	毎月の返済額	保証協会	返済振
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
		証・手・当・カード				付・無	良・不可
合計							

(単位 千円)

※借入金の内訳には他行借入分、役員借入金も含め全ての債務をご記載ください。(個人は住宅ローンも含む)

ひたちなか商工会議所制度融資添付書類

6. 融資関連補助制度

6-1. ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助制度

(1) 目 的

市内において新たに事業を開始する者又は新たに事業を開始して間もない中小企業者に対し、支払った信用保証料の一部又は全部を補助することにより地域への新たな産業の創出を支援し、もって地域産業の活性化及び雇用の確保を図ることを目的とする。

(2) 補助対象者

①の法人又は②の個人であって、③及び④に該当するものであり、市長が適当と認めたものとする。

①次のいずれかの要件に該当する法人

- ・市内に事業所を有すること。
- ・市内に事業所を開設すること。

②次のいずれかの要件に該当し、市内に居住する個人

- ・市内に事業所を有し事業を行っていること。
- ・市内に事業所を開設し事業を開始すること。

③茨城県創業支援融資制度要項又は茨城県女性・若者・障害者創業支援融資制度要項（平成29年3月31日付け産政第463号茨城県商工労働観光部長通知別添。）に定める融資（以下「融資」という。）を受け、茨城県信用保証協会に信用保証料を支払った者

④納期到来分の市税に未納がない者

(3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、融資を受けた日から茨城県信用保証協会が定めた保証料支払終了日までに支払った信用保証料のうち、原則として補助金の交付の申請をする日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請の日までのもの（既に補助金の交付を受けたものを除く。）とする。

(4) 補助金限度額

融資を受けた者が茨城県信用保証協会に支払った信用保証料の額の2分の1の額に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、融資を受けた者のうち、ひたちなか市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業を修了した者に対しては、当該融資を受けた者が茨城県信用保証協会に支払った信用保証料の額の全額に相当する金額とする。

(5) 補助金の交付対象期間

融資を受けた日から茨城県信用保証協会が定めた保証料支払終了日までとする。

(6) 補助金交付申請に必要な書類等

- ・ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助金交付申請書（様式第1号） …P. 32参照
- ・信用保証書の写し（茨城県信用保証協会が発行したもの）
- ・信用保証料計算書の写し（茨城県信用保証協会が発行したもの）
- ・信用保証料支払証明書（様式第2号） …P. 33参照
- ・市税の納税証明書（未納がないことの証明）又は納税状況確認同意書
- ・特定創業支援等事業修了証明書の写し（ひたちなか市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業を修了した者）
- ・その他市長が特に必要とするもの

年 月 日

ひたちなか市長

殿

申請者 住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助金交付申請書

ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助金について、交付を受けたいので、ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

1	信用保証料額（利用者負担額）	_____円
2	信用保証料返還額	_____円
3	補助金交付申請額	_____円
4	茨城県創業支援融資額	_____円
	茨城県女性・若者・障害者創業支援融資額	_____円
5	事業所所在地	<u>ひたちなか市</u>

※ 添付書類

- ① 信用保証書の写し（茨城県信用保証協会が発行したもの）
- ② 信用保証料計算書の写し（茨城県信用保証協会が発行したもの）
- ③ 信用保証料支払証明書
- ④ 市税の納税証明書（未納がないことの証明）又は納税状況確認同意書
- ⑤ 特定創業支援等事業を修了した証明書の写し（特定創業支援等事業に該当する場合）

年 月 日

殿

金融機関名 印

信用保証料支払証明書

標記の件について、下記のとおり信用保証料を受領したことを証明します。

記

- 1 信用保証料総額

_____ 円
- 2 (一括払い) 信用保証料納入額

_____ 円
- 3 (分割払い) 信用保証料納入額 (第 回分)

_____ 円
- 4 返納された信用保証料額

_____ 円

6-2. ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給制度

(1) 趣 旨

市内における創業を促進し、創業者の経営の安定に寄与するため、株式会社日本政策金融公庫が実施する開業資金融資を受けた者に対し、利子の一部を補給する。

(2) 利子補給対象者

①及び②に掲げる要件を満たす法人、または①から③までに掲げる要件を満たす個人とする。

① 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 市内に事業所を有し、事業を行っている者

イ 市内に事業所を開設し、事業を開始しようとしている者

② 市税に未納がないこと。

③ 市内に住所を有する者であること。

(3) 交付対象融資

株式会社日本政策金融公庫が行う新規開業に係る融資とする。

(4) 補給の対象期間

金銭消費貸借契約に基づく第1回利子支払の日の翌日から起算して36か月以内とする。

(5) 補給金の額及び限度額

補給金の額は、対象期間における支払済利子のうち、年額10万円を限度とし、次に掲げる区分に応じた額とする。

・約定利率が1パーセント以上 利率1パーセントに相当する額

・約定利率が1パーセント未満 支払済利子

に相当する額

(6) 補給金交付申請*に必要な書類等

・ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給金交付申請書（別記様式） …P.35参照

・株式会社日本政策金融公庫が発行する交付対象融資に係る支払済額明細書

・市税の納税証明書（未納がないことの証明）又は納税状況確認同意書

・県税事務所に提出した法人設立届出書又は個人事業の開業届出書の写し（初年度のみ）

* 毎年12月末日までに支払った利子について、当該年度の1月31日までに提出する。

年 月 日

ひたちなか市長

殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話番号

ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給金交付申請書（ 年度）

年度ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給金について交付を受けたいので、ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添付して申請します。

1 支払済利子の金額	金 円
2 補給金交付申請額 (利率1パーセント相当額 又は支払済利子の相当額)	金 円
3 株式会社日本政策金融公庫 開業融資額	金 円
4 事業所所在地	

＊ 添付書類

- (1) 株式会社日本政策金融公庫が発行する交付対象融資に係る支払済額明細書
- (2) 市税の納税証明書（未納がないことの証明）又は納税状況確認同意書
- (3) 法人設立届出書又は個人事業の開業届出書の写し

7. 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」認定基準一覧

	認定基準（R7.3月時点）
第1号	(1) 法第2条第5項第1号（再生手続開始申立等関係） イ) 当該事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者 ロ) 当該事業者に対し50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者
第2号	(2) 法第2条第5項第2号（事業活動の制限）関係 イ) 当該事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上※の見込みである中小企業者 ロ) 当該事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上※の見込みである中小企業者 ハ) 当該事業者の近隣に事業所を有しており、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上※の見込みである中小企業者 ※平成14年3月より、マイナス10%以上に緩和。
第3号	(3) 法第2条第5項第3号（地域・業種）関係 イ) 指定業種のみ（兼業含む）を行っており、指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、中小企業者全体における最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。 ロ) 指定事業と非指定事業を行っており、指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、指定事業と中小企業者全体それぞれの最近1か月間の売上高等が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。 ハ) 創業者等であつて、指定業種のみ（兼業含む）を行っており、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有している場合、中小企業者全体における最近1か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等が発生する直前の3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。 ニ) 創業者等であつて、指定事業と非指定事業を行っており、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有している場合、指定事業と中小企業者全体それぞれの最近1か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等が発生する直前の3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。 ホ) 創業者等であつて、指定業種のみ（兼業含む）を行っており、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有していない場合、中小企業者全体における最近1か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等が発生した以後3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。 ヘ) 創業者等であつて、指定事業と非指定事業を行っており、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有していない場合、指定事業と中小企業者全体それぞれの最近1か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等が発生した以後3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。
第4号	(4) 法第2条第5項第4号（地域）関係 イ) 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。 ロ) 事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等などの事業者であつて、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有している場合、原則として最近1か月間の売上高等が災害等の発生する直

	前の3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等が発生する直前の3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。 ハ) 事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等などの事業者であって、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有していない場合、原則として最近1か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等が発生した以後3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。
第5号	(5) 法第2条第5項第5号（業種）関係 イ) 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること。 ロ) 指定事業と指定業種に属さない事業（以下、「非指定事業」という。）を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること。 ハ) 創業者等であって指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近1か月の売上高等がその直前3か月の月平均売上高等と比較して5%以上減少していること。 ニ) 創業者等であって指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高等がその直前3か月の月平均売上高等と比較して5%以上減少していること。 ホ) 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、(1) 中小企業者全体における最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、(2) 中小企業者全体における最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること、(3) 中小企業者全体における最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。 ヘ) 指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、(1) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、(2) 指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること、(3) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。 ト) 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。 チ) 指定事業と非指定事業を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。
第6号	(6) 法第2条第5項第6号（破綻金融機関等）関係 破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者
第7号	(7) 法第2条第5項第7号（金融取引の調整）関係 経営の相当程度の合理化を実施している金融機関に対する取引依存度が10%以上で、当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比マイナス10%以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者
第8号	(8) 法第2条第5項第8号（金融機関の貸付債権の譲渡）関係 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、適切な事業再生計画を作成し、RCCに対する債務について返済条件の変更を受けている中小企業者

市公式ホームページ内、「特定中小企業者認定（セーフティネット保証等にかかる認定）」のページに様式のデータを掲載しています。様式及び指定事業については最新の情報を必ず確認してください。

【URL】 <https://www.city.hitachinaka.lg.jp/business/chushokigyo/1002743.html>

